

来訪者呼び込みに向けたマーケティング支援について知りたい

原子力災害による被災事業者の自立支援事業 (広域マーケティング支援事業)

福島県浜通り等12市町村※に属する複数の市町村に跨がる来訪者の呼び込みを目的としたマーケティング事業を支援します。

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村

対象者

民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人等

支援内容

- ①公募期間：現在調整中
- ②対象事業：12市町村に属する複数の市町村に跨る**広域での来訪者の呼び込み**を目的とした、マーケティング事業（データ分析に基づくブランディング戦略の策定、域内誘客コンテンツと連携したプロモーション、PDCA等）。
- ③補助率：1年目、2年目継続：9／10以内、3年目、4年目継続：3／4以内、5年目継続：2／3以内)
- ④上限額：1件あたり最大1.1億円以内／年
- ⑤補助対象費目：人件費、事業費（謝金、旅費、通信運搬費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料・使用料）、委託料
- ⑥その他：3市町の誘客コンテンツを活用することは差し支えないが、3市町のいずれか又は複数のみへの来訪者の呼び込みを目的とするものについては、補助対象外。

※いわき市、相馬市及び新地町

<広域マーケティング事業のイメージ（例）>



地元事業者や一般社団法人などの連携

・ターゲティング等の戦略策定
・観光コンテンツの造成
・受入観光の整備 等



お問い合わせ先

・福島県商工労働部商工総務課

電話番号：024-521-7270

・概要ページのURL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/>

※受付時間は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

・経済産業省 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出室 電話番号：03-3501-8574